

この工事請負契約書の裏面の約款を充分お読み下さい。

1万円未満	非課税
100万円以下	200円
200万円以下	400円
300万円以下	1,000円
500万円以下	2,000円
1,000万円以下	10,000円

工事請負契約書

No.

(会社控)

請負者 (乙)

ご契約年月日	年	月	日
着工予定日	年	月	日
完工予定日	年	月	日

担当

契約条項を承認の上、この契約を締結します。

フリガナ		印	生年月日	年 月 日 (歳)
氏 名			TEL	()
フリガナ				
住 所	〒 —			
勤務先名			TEL	()

[illegible]

☐ 個人情報取扱いに同意します。

☐ クーリングオフの口頭説明を受けました。

氏 名		印
--------	--	---

支払条件	手付金・着手金	契約時・	月	日・	(集金・お振込)								
	一括・中間金	完工時・	月	日・	(集金・お振込)								
	頭金・残金	完工時・	月	日・	(集金・お振込)								
	ロ ー ン	年	月	日より	回	信販会社()	別紙分割契約書に準ずる						

別紙見積書（有・無） 別紙打合せシート（有・無） 別紙同意書（有・無）

約 款

第1条（総則）

- 1 発注者（以下「甲」）と請負者（以下「乙」という）とは、この工事請負契約書（以下「本契約書」という）、添付の見積書、仕上表、及び、打合せシートによって、請負契約を締結する。
- 2 本契約書、添付の見積書、仕上表、及び、打合せシートに基づいて、乙は、工事を完成し、甲は、請負代金の支払いを完了する。但し、工事着工日、完工日、請負代金の支払条件は、甲及び乙が協議して変更することができるものとする。
- 3 工事費内訳明細等に誤記、違算、脱漏などがあったとしても、そのために請負代金額が変わることはない。
- 4 万一、乙が甲に多少の不快の念を及ぼすことがあったとしても、それが契約目的物の質を減少させるものでない限り、請負代金額は変わらない。

第2条（打合せどおりの工事が困難な場合）

- 1 甲及び乙の通常の事前調査では予見し得ない特別の事情により、当初の契約どおりの工事が不可能、もしくは不適切な場合は、甲乙が協議して、実情に適するように工事内容を変更する。
- 2 前項の工事内容の変更に伴い、工期、請負代金額を変更する必要があるときは、甲乙が協議してこれらを変更する。

第3条（権利・義務の承継等）

- 1 甲及び乙は、相手方の書面による承諾を得なければ、本契約から生ずる自己の権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させることはできない。
- 2 甲及び乙は、本契約の履行が完了するまでは、相手方の書面による承諾を得なければ、契約の目的物、検査済の工事材料（製造工場などにある製品を含む）及び建築設備の機器を、第三者に譲渡し、貸与し、または抵当権その他の担保の目的に供することができない。

第4条（完了確認・代金支払）

- 1 甲は乙から工事完了の通知を受けた後、ただちに完工の確認をし、本契約書記載の期日までに請負代金の支払をする。
- 2 甲の都合で完工確認ができない場合、それを理由に支払期日を延期することはできない。

第5条（工事材料、工用機器の支給、貸与）

- 1 甲が乙に対し、工事材料、工用機器の支給または貸与をする場合、受渡期日および受渡場所は、甲乙が協議のうえ決定する。
- 2 前項の支給、貸与がある場合、乙は工事材料、工用機器の受領後速やかに検収するものとし、不良品については甲に対し、交換を求めることができる。
- 3 乙は甲から支給、貸与を受けた工事材料、工用機器を善良な管理者として使用または保管する。
- 4 乙が工事をすると、甲の電気及び水道を使用することがあり、その代価は無償とする。

第6条（第三者への損害及び第三者との紛争）

- 1 本契約の工事施行のため、第三者に損害を及ぼしたとき、または紛争を生じたときは、甲と乙が協力してその処理解決にあたる。
- 2 前項の処理、解決に要した費用は、乙の責に帰する事由によって生じたものについては乙の負担、甲の責に帰する事由によって生じたものについては甲の負担とする。
- 3 甲は、第三者との紛争が解決していないことを理由に、請負代金の支払いを拒否し、または支払期日を延期することはできない。

第7条（不可抗力による損害）

- 1 天災その他自然的または人為的な事象で、甲乙いずれにもその責を帰することのできない事由によって、工事済部分、工事仮

設物、工事現場に搬入した工事材料、工用機器について損害が生じた場合、乙は、損害発生後、速やかにその状況を甲に通知する。

- 2 前項の損害について、甲乙が協議して重大なものと認め、かつ、乙が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、甲がこれを負担する。
- 3 火災保険、建設工事保険その他損害を填補するものがあるときは、それらの額を前項の甲の負担額から控除する。

第8条（瑕疵がある場合の責任等）

- 1 契約の目的物に瑕疵があるときは、甲は、乙に対し、相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を請求することができる。但し、瑕疵が重要でない場合において、その修補に過分の費用を要するときは、この限りでない。
- 2 甲は、瑕疵の修補に代えて、またはその修補とともに、損害賠償の請求をすることができる。この場合においては、民法533条の規定（同時履行の抗弁）を準用する。
- 3 前2項の規定は、契約の目的物の瑕疵が甲の供した材料の性質または甲の与えた指図によって生じたときは、適用しない。但し、乙がその材料または指図が不適当であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。
- 4 第1項、第2項の規定による瑕疵の修補または損害賠償の請求及び契約の解除は、契約の目的物を引き渡したときから1年以内に行わなければならない。

第9条（工事の変更、一時中止、工期の変更）

- 1 甲は、必要によって工事を追加でき、正当な理由がある場合は変更、または一時中止することができる。但し、これにより乙に損害を及ぼしたときは、甲は乙にその賠償をしなければならない。
- 2 乙は、不可抗力その他正当な理由があるときは、甲に対してその理由を明示して、工期の延期を求めることができる。延期日数は、甲及び乙が協議して定める。

第10条（解除権）

- 1 甲は、乙の工事中必要に応じて、契約を解除することができる。但し、甲はこれによって生じた乙の損害を賠償する。
- 2 乙は、甲が請負代金の支払を遅延し、相当の期間を定めて催告しても、なお支払いをしないときは、契約を解除することができる。この場合、工事の出来高部分は甲の所有とし、甲は乙に対し出来高部分に対応する金員を支払わなければならない。

第11条（遅延損害金）

- 1 乙の責に帰する事由により、契約期間内に契約の工事が完了できないときは、甲は、遅滞日数1日につき、請負代金から工事済部分と搬入工事材料に対する請負代金相当額を控除した額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。
- 2 甲が請負代金の支払を完了しないときは、乙は遅滞日数1日につき、未払額に年6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。

第12条（紛争の解決）

本契約について、紛争が生じたときは、乙の本社所在地を管轄する裁判所を第一審裁判所とし、また裁判外の紛争処理機関によって、その解決を図るものとする。

第13条（補則）

本契約書の定めのない事項については、必要に応じ、甲及び乙が誠意をもって協議して定める。

〈クーリングオフのお知らせ〉

1. お客様（お申込者様）が訪問販売でお申し込みされた場合、申込書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面又は電磁的記録（電子メール等）により無条件でお申し込みの撤回（契約が成立したときは契約の解除）を行うこと（以下「クーリングオフ」といいます）ができ、その効力は書面又は電磁的記録による通知を発信したとき（郵便消印日付など）から発生します。右下図のようにハガキ等に必要事項をご記入の上、当社に郵送して下さい。（簡易書留扱いが確実です）
2. この場合、お客様は損害賠償又は違約金の支払を請求されることがなく、すでに引き渡されている商品の引き取りに要する費用、提供を受けた役務の対価あるいは移転された権利の返還に要する費用などの支払の義務はありません。また、すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還をうけることができます。権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払を請求することはできません。役務の提供にともない土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には無償で原状回復を請求できます。
3. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げ、そのためにお客様が誤認し、又は威迫され、そのために困惑してクーリング・オフを行わなかった場合には、事業者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面又は電磁的記録による通知が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面又は電磁的記録による通知によりクーリング・オフすることができます。

郵便はがき

切手	〒□□-□□□□
電話番号	（※）
ご契約者名	〒□□-□□□□
ご住所	〒□□-□□□□

申込書

申込日	○年○月○日
申込時間	○時○分
申込場所	〒□□-□□□□
申込者名	〒□□-□□□□
申込住所	〒□□-□□□□
申込電話番号	〒□□-□□□□
申込商品・役務	〒□□-□□□□
申込金額	〒□□-□□□□
申込内容	〒□□-□□□□

※ 1 () の中には販売店名をお入れ下さい。

個人情報取り扱いに関する同意条項

表記請負者（以下当社という）は、個人情報保護法を遵守し、お客様の氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス等お客様を特定することができる情報（以下、個人情報という）を適正に取扱うことが企業の重要な社会的責務であるとの認識に立ち、以下の通り、個人情報保護に関する基本方針を定めています。

（個人情報の利用目的） お客様から収集した個人情報は次の目的で利用します。①当社の顧客管理、それに付随する業務。②工事およびアフターメンテナンス。③契約の履行に必要となる場合、各機関への書類申請。④お客様にあったサービスや工事のお知らせ。⑤会計上の確認作業。

（個人情報の安全対策） お客様の個人情報を安全に管理するよう鋭意努力しており、個人情報への外部からの不正なアクセス、個人情報の紛失、棄損、破壊、改ざん、漏洩、社外への不正な流出などへの安全対策は適正に行っております。

（第三者への提供） 個人情報は次のいずれかに該当する場合を除いて、いかなる第三者にも開示、提供しません。①お客様の同意がある場合。②お客様を識別することができない状態での開示。③契約履行に必要な外部業者に取扱いを委託する場合。④法令などによる開示

を要求された場合。⑤人の財産、身体、生命の保護のため必要で、お客様の同意を得ることが困難である場合。⑥当社が提携する企業など、業務上必要な場合。

（個人情報の開示、訂正、削除） 個人情報の開示を希望される場合、当社までご連絡下さい。なお、相当な理由がある場合、個人情報の一部または全部を開示できない場合があります。当社が保有する個人情報の内容に事実と異なる記載がある場合、訂正、変更、削除の手続きを取らせていただきます。

（個人情報の利用、提供中止の申し出） 同意を得た範囲内で情報の利用、提供をしている場合であっても、中止の申し出があった場合は、速やかに当社での利用、業務委託先への提供を中止いたします。ただし、業務運営上必要最低限のものについてはこの限りではありません。